## 渋川地区市町村任意合併協議会事務局処務規程

(趣旨)

第1条 この規程は渋川地区市町村任意合併協議会規約第13条第3項の規定に基づき渋川地区市町村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務分掌)

- 第2条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。
  - (1) 協議会及び幹事会(以下「協議会等」という。)の会議に関すること。
  - (2) 協議会等の協議資料の作成に関すること。
  - (3) 協議会等の庶務に関すること。
  - (4) 広報及び広聴に関すること。
  - (5) その他協議会等の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務グループ、調整グループ及び計画グループを置く。

(職員)

- 第4条 事務局に次に掲げる職員を置く。
  - (1) 事務局長
  - (2) 事務局次長
  - (3) その他の職員

(職員の職務)

- 第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、局務を掌理する。
- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が 欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(職務権限)

- 第6条 協議会運営における各職位の職務、事案の処理権限等に関しては、会長の属する市、町又は村(以下「会長市町村」という。)の事務決裁の例によるものとする。この場合において「市長」、「町長」又は「村長」とあるのは「会長」と、「助役」及び「部長」とあるのは「事務局長」と、「課長」とあるのは「事務局長」と、「課長」とあるのは「事務局長」と読み替える。
- 2 前項の規定にかかわらず、事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認める事項については、この限りでない。
  - (1) 事務局事務の取扱方針に関すること。
  - (2) 各種資料等の調整に関すること。

- 3 事務局次長は、前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認める事項については、この限りでない。
  - (1) 渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村及び北橘村との連絡調整に関すること。
  - (2) 軽易な各種資料等の調整に関すること。
  - (3) 実務的な調査及び回答に関すること。
  - (4) その他軽易な事務に関すること。

(文書等の取扱い)

第7条 事務局における文書等(文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他 これに類するものから出力又は採録されたものをいう。)の受領、配布、収受、 発送、保存その他その取扱いについて必要な事項は、会長市町村の例によるもの とする。

(公印の取扱い)

- 第8条 協議会の公印(以下「公印」という。)は、会長印とし、その名称、寸法、 書体、ひな形及び使用区分は別表のとおりとする。
- 2 公印の保管責任者は、事務局次長とする。
- 3 公印の取扱いについては、会長市町村の例によるものとする。 (職員の服務)
- 第9条 職員の勤務時間は、会長市町村の職員の例による。
- 2 前項に定めるもののほか、職員の服務及び勤務条件については、渋川地区市町村任意合併協議会設置に係る従事職員の身分の取扱いに関する協定書に基づくものとする。

(職員の給与等)

- 第10条 職員の給与については、所属市町村の負担とする。
- 2 職員の旅費については、会長市町村の例により算出し、協議会の予算において 支給するものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。 附 則

この規程は、平成15年10月5日から施行する。

## 別表(第8条関係)

名 称	寸 法	書体	ひ な 形	使用区分
渋川地区市町村 任意合併協議会 会長印	方 21 ミリメートル	古印体	会長 帝町村任 意 説 説 説 武 世 の 議 会	会長名をもっ てする文書